



会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

平成30年度千葉県の卓越した技能者表彰の推薦について

千葉県の卓越した技能者表彰は、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能の向上を図るため、昭和47年度より実施しています。

優れた技能をお持ちの方がいる事業所等の方は、ぜひご応募ください。

1. 推薦を行うことができる者

全县を対象とする同業者団体及び同業者団体の無い業界における従業員21名以上の事業所（被表彰候補者がいずれにも属さない場合は、市町村長など）

2. 被表彰候補者（以下の要件全てに該当する者）

- ・千葉県内に就業する者
- ・現役の技能労働者
- ・卓越した技能を有する者
- ・技能を通して労働者の福祉と産業の発展に寄与した者
- （特定の技能に極めて優れた者）
- ・他の技能者の模範と認められる者

3. 推薦締め切り

7月中旬（予定）

4. 表彰方法

千葉県職業能力開発促進大会（12月予定）にて、表彰状を授与

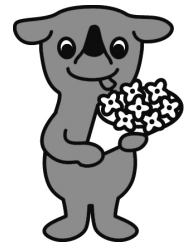
※推薦方法など詳しくは以下のホームページをご覧ください。

千葉県の卓越した技能者の被表彰候補者の推薦について

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/ginoushinkou/meikou/suisen.html>

【お問合せ先】

千葉県 商工労働部 産業人材課 技能振興班
電話 043-223-2762



千葉県障害者雇用優良事業所 （「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」）募集

県では、障害のある人を積極的に雇用している企業や事業所を認定・公表しています。認定されると、認定書が交付され、会社案内や名刺等にロゴマークを使用することができます。また、一般的な事業資金より低利な「障害者雇用推進資金」に申請することができます。

【認定条件】

- 県内に本社、支店等があること
- 法定雇用率（2.2%）を達成していること（従業員45.5人未満の事業所にあっては、障害のある人を1名以上雇用していること。）
- 雇用継続に向けた取組があること
- 障害のある人の働く意欲が維持される職場づくりを行っていること
- 障害者支援への独自の取組があること
- 法令を遵守していること

【お問合せ先】

千葉県商工労働部産業人材課 障害者就労支援班 TEL：043-223-2756

HP <http://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/shougai/friendly/index.html>

